

連合埼玉 ミニマム賃金運動について

1. 調査の概要について

- (1) 調査については、埼玉県内の中堅・中小企業の賃金実態をより正確に把握するため、5,000名規模のサンプル調査をおこない、毎年の変化を把握するため中堅・中小労組の組合員(パート除く)を対象に、個別賃金実態調査を実施。
- (2) 個別賃金実態調査データは、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、毎月決まって支払われる所定内賃金。
- (3) 調査結果

<全体>

区分	構成組織	加盟組合	全体	平均年齢	平均勤続	平均賃金
2022	8	72	10,460	40.0	15.7	279,164
2021	10	71	10,933	39.9	15.2	278,434
差	▲2	1	▲473	0.1	0.5	730

<製造業：ミニマム設定対象>

区分	構成組織	加盟組合	製造	平均年齢	平均勤続	平均賃金
2022	4	42	6,199	40.4	14.5	283,726
2021	6	47	6,892	42.7	13.9	267,654
差	▲2	▲5	▲693	▲2.3	0.6	16,072

2. ミニマム設定について

(1) 考え方

1996年より、中小企業労働者の賃金格差を是正するため、「〇〇円以下の賃金をなくす」ことを目指す目的に「地域ミニマム運動」を推進。20歳～45歳（5歳毎）に基準を示し、個人の位置付けの確認や各労働組合の指針となるよう、また世論喚起含め、誰からも水準が理解される金額を設定し、35歳をポイントとしてミニマム賃金を設定している。

(2) 前提条件

- ①賃金実態調査結果の製造業・男女の「第1十分位回帰値」を基本目安とし設定する。
- ②埼玉県の生活保護水準（1級地-2…所沢市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市）を下回らないことを考慮する。（※2009ミニマム賃金提案時より）

(3) 生活保護基準計算式

35歳夫婦と小学生（10歳／8歳）の子供二人の家庭で蕨市（1級地-2）に居住を条件に算出。注）障害者加算額、住宅・介護・医療扶助費等は除く

1) 第1類 生活扶助基準…個人的経費（飲食物、被服費など）

（父40,140円＋母40,140円＋子33,950円＋子33,950円）×0.95＝140,771円①

（父46,030円＋母46,030円＋子44,320円＋子44,320円）×0.6010＝108,600.7円②

第2類 生活扶助基準…世帯共通的経費（光熱水費、家具什器費など）

54,970円…③

47,040円…④

(①+③) × 0.855 = 167,358.555円…⑤

②+④ = 155,640.7…⑥

⑤ > ⑥ ≒ 167,359円…⑦

2) 児童教育加算 高校終了前 10,190円 × 2人 = 20,380円 …⑧

3) 教育基準費 2,600円 + 2,600円 = 5,200円

学校用品費等 1,158 (小学2~6年) × 2 = 2,316円

学校給食費 4,200円 + 4,200円 = 8,400円

小 計 15,916円…⑨

4) ⑦ + ⑧ + ⑨ = 203,655円

T O T A L = 203,655円

3. 2023 ミニマム賃金設定額

年齢	平均賃金	第9十分位	中位	第1十分位	22ミニマム	第1十分位差	23ミニマム
20歳	178,832	183,810	178,700	170,700	169,000	▲1,700	171,000
25歳	207,747	234,460	206,400	185,300	193,000	7,700	193,000
30歳	245,649	289,467	243,700	202,860	210,000	7,140	210,000
35歳	274,922	336,757	270,414	219,985	228,000	8,015	228,000
40歳	307,141	380,476	307,282	235,098	240,000	4,902	240,000
45歳	312,617	394,721	304,950	240,000	261,500	21,500	261,500
1歳間差	5,351	8,436	5,050	2,772	3,700	—	3,620

以上の項目を勘案し、前提条件の考え方から、20歳については、22ミニマム賃金（20歳）と比較して、第1十分位が1,700円上回っていることから、25歳の年齢ポイントのミニマム賃金を2,000円引上げ、そのほかの年齢ポイントについては、昨年と同額を設定する。なお、連合埼玉ミニマム賃金は35歳とし、金額は昨年同額とする。

また、春季生活闘争における「底上げ」「底支え」「格差是正」の観点からも、ミニマム賃金運動の原点である、第1十分位を下回る賃金をなくし、底上げをはかるべく世論喚起につながる運動をおこなっていく。

連合埼玉ミニマム賃金 35歳 228,000円

製造業年齢別賃金

